

NEWS LETTER

2007年7月号 (No.109)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

給与？経費？社員に支払うこんなお金

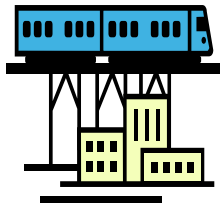
給与以外に何気なく支払っている社員へのちょっとしたお金。もしかするとその中には社員の給与として源泉所得税の対象となってしまうものがあるかもしれません。今回はその中でもよくある例をいくつかあげていこうと思います。

● 通勤手当の限度額

役員、社員への通勤手当には交通機関を使用している場合、1ヶ月10万円までという非課税の限度額があります。

また自転車・自動車通勤し、公共の交通機関を使っていない場合は下図のとおりとなります。

	片道の通勤距離	非課税限度額
①	2km 未満	全額課税
②	2～10km 未満	4,100 円
③	10～15km 未満	6,500 円
④	15～25km 未満	11,300 円
⑤	25～35km 未満	16,100 円
⑥	35～45km 未満	20,900 円
⑦	45km 以上	24,500 円



● 食事補助を福利厚生費に

社員の食事代の補助、残業時の食事の支給など、これらは本来給与とされ、源泉所得税の対象となってしまいます。しかし、次の支給方法ならば非課税となるのです。

- ① 通常の勤務時間外に行われた「残業」「宿直」「日直」にともなって支給する食事。
- ② 社員が1/2以上負担し、1人当たり1ヶ月3,500円以内の食事補助。
- ③ 深夜勤務の現金支給は1回300円以内。

● 両者においしい家賃補助

役員や社員が借家住まいの場合、借上社宅にすることで、会社、個人の両者にとって節税となる方法があります。必要要件は以下のとおりです。

- ① 個人契約から会社契約とし、借上社宅扱いとする。
- ② 会社が大家さんに支払う家賃の10～20%程度の家賃を給与から徴収する。

つまり、会社が家賃の80～90%を負担することとなります。借上社宅とした時の効果は下図のとおりです。

前提条件: 給料…500千円/月

扶養親族…1人

自宅の家賃…150千円/月

借上げ社宅後の家賃の徴収額…30千円/月

(単位: 千円)

項目	現状	借上社宅後	差引
給料	500	380	▲ 120
社会保険料	▲ 57	▲ 43	14
源泉所得税	▲ 17	▲ 8	9
住民税	▲ 24	▲ 16	8
徴収家賃	0	▲ 30	▲ 30
手取り給料	402	283	▲ 119
家賃	▲ 150	0	150
差引手取額	252	283	31

図のとおり、借上社宅後は会社が家賃を負担することにより、その分の給料の額面を下げたとしても実際の手取額は多くなります。

会社に利益が出すぎているときなどは給料の額面は減らさず、経費のみを増やすことができ、節税効果にも最適というわけです。

(古井 洋平)